



## ケアマネジャーのお仕事サポート

### テーマ

## 「適切なケアマネジメント手法」実践するために 一部改正された課題分析標準項目(23項目)との関連を考える。⑭

アセスメントから課題分析する課題分析標準項目(23項目)は、必須ですよね。

2025年3月号から標題にある、一部改正された課題分析標準項目(令和5年10月16日に通知された介護保険最新情報Vol.1178とVol.1179)と、適切なケアマネジメント手法基本ケア項目との関連を、一緒に考えていきましょう。今回は14回目です。

課題分析(アセスメント)に関する項目は、**No.10**から**23**です。

今回は**No.23**標準項目名「**その他留意すべき事項・状況**」と、適切なケアマネジメント手法基本ケア項目との関連を、一緒に考えます。



### No.23 標準項目名

「その他留意すべき事項・状況」



No.23の「適ケア」基本ケア関連項目は  
**1、2、3、14、19、22、23、24、25、  
29、41、42、43、44**です。

### 項目の主な内容(例)

利用者に関連して、特に留意すべき状況(虐待、経済的困窮、身寄りのない方、外国人の方、医療依存度が高い状況、看取り等)、その他生活に何らかの影響を及ぼす事項に関する項目

**想定される支援内容** 上記番号を確認してください。

### 関連項目の捉え方

例として「基本ケア項目1 疾患管理の理解の支援」の「相談すべき専門職」を参照し、医師、看護師、薬剤師、PT、OT、ST、介護職と協働して関連する項目のアセスメント・モニタリングを実践していただければと思います。

## 支援の概要、必要性

- 再発予防や生活の悪化防止には、生活習慣の改善が必要で、起因となっている疾患の管理についての理解が必要。また、処方薬によっては、食事内容の制限や副作用（出血しやすくなる等）についても知っておくことも重要である。
- 継続的な受診の確保等により疾患の理解と、適切な療養や生活の改善を支援する体制を整える。また、本人や家族等に対して、服薬の必要性及び薬の管理方法について理解を促す支援体制も併せて整える。

関連して疾患の理解の支援、定期的な受診の支援の必要性も検討すること。

## 他制度（医療も含む）との連携の必要性

本項目では、特に他制度（医療も含む）との連携の必要性の観点重要です。

例えば、退院後であっても特に医療依存度の高い方やターミナル期の方などの場合には、医療関係者との緊密な連携が必要となります。

障害がある方の場合には、相談支援専門員との連携も求められます。

また、経済的に困窮している方の場合には、生活保護や生活困窮者自立支援制度等の利用も検討が必要

です。そのほかにも、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等との連携が必要となる場合もあります。

さらに上記のような他制度との緊密な連携を必要とする場合以外にも、1～22項目で把握した状況を踏まえて、各項目と重複があっても特に留意が必要な内容がある場合、その情報を特記事項として本項目に記載しても良いそうです。



(参考)  
適切なケアマネジメント手法 基本ケア

次回は、  
「疾患別ケア 認知症」について、  
一緒に考えましょう。



執筆者

木村 隆次 きむらりゅうじ

薬剤師

介護支援専門員指導者一期生

一般社団法人 日本介護支援専門員協会名誉会長

医療・介護連携協働をライフワークに活動中。大学卒業後、製薬会社のMRとして勤務した後、青森市内で薬局を開局。薬剤師として居宅訪問をしていた際、福祉用具と住宅改修に興味をもち没頭。介護支援専門員指導者の一期生。2000年4月から13年間日本薬剤師会常務理事、2010年から2022年まで青森県薬剤師会会長を務めた。2005年11月から日本介護支援専門員協会会長（初代）として厚生労働大臣の諮問機関で介護報酬や介護保険制度を議論する分科会・部会の委員を歴任。現在は、日本介護支援専門員協会名誉会長として自立支援型ケアマネジメントの普及のため後進へ情報発信し育成に努めている。